

平成26年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成26年3月20日（木曜日）

議事日程第5号

平成26年3月20日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 一般廃棄物調査対策について
- 日程第4 議案第16号から同第37号まで、議案第60号、同第61号及び請願第1号
- 日程第5 議案第38号から同第47号まで、議案第52号及び同第53号
- 日程第6 議案第48号から同第50号まで、議案第54号から同第56号まで
及び議案第62号
- 日程第7 議案第51号及び同第63号
- 日程第8 議案第1号から同第13号まで
- 日程第9 議案第64号から同第66号まで
- 日程第10 議案第67号
- 日程第11 議案第57号から同第59号まで
- 日程第12 議案第68号
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 一般廃棄物調査対策について
- 日程第4 議案第16号から同第37号まで、議案第60号、同第61号及び請願第1号
- 日程第5 議案第38号から同第47号まで、議案第52号及び同第53号
- 日程第6 議案第48号から同第50号まで、議案第54号から同第56号まで
及び議案第62号
- 日程第7 議案第51号及び同第63号
- 日程第8 議案第1号から同第13号まで
- 日程第9 議案第64号から同第66号まで
- 日程第10 議案第67号

- 日程第11 議案第57号から同第59号まで
 日程第12 議案第68号
 日程第13 議員派遣について
 日程第14 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

1番	笠原幸江君	2番	斉木勇君
3番	渡辺重雄君	4番	吉川慶一君
5番	樋口英一君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	伊藤文博君	10番	中村実君
11番	大滝豊君	12番	高澤公君
13番	田原実君	14番	伊井澤一郎君
15番	吉岡静夫君	16番	新保峰孝君
17番	倉又稔君	18番	松尾徹郎君
19番	五十嵐健一郎君	20番	古畑浩一君

+

+

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	織田義夫君
総務部長	金子裕彦君	市民部長	吉岡正史君
産業部長	加藤政栄君	総務課長	田原秀夫君
企画財政課長	斉藤隆一君	能生事務所長	久保田幸利君
青海事務所長	山岸寿代君	市民課長	竹之内豊君
環境生活課長	渡辺勇君	福祉事務所長	加藤美也子君
健康増進課長	岩崎良之君	交流観光課長	藤田年明君
商工農林水産課長	斉藤孝君	建設課長	串橋秀樹君
都市整備課長	金子晴彦君	ガス水道局長	小林忠君
消防長	小林強君	教育長	竹田正光君
教育次長 教育委員会子ども課長兼務	伊奈晃君	教育委員会子ども教育課長	池田修君

教育委員会生涯学習課長
中央公民館長兼務
市民図書館長兼務
勤労青少年ホーム館長兼務

原 郁 夫 君

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務
長者ヶ原考古館長兼務

佐々木 繁 雄 君

監査委員事務局長 池 田 正 吾 君

〈事務局出席職員〉

局 長 小 林 武 夫 君 次 長 猪 又 功 君
主 査 室 橋 淳 次 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（樋口英一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、田中立一議員、15番、吉岡静夫議員を指名いたします。

次に、日程に入る前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又委員長。〔17番 倉又 稔君登壇〕

○17番（倉又 稔君）

おはようございます。

本日9時30分より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてを、ご報告いたします。

まず、追加議案についてであります。

本日、追加提案されます議案第64号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）、議案第68号、教育委員会委員の任命についての5件につきましては、本日、委員会付託を省略し、即決でご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告につきましては、総務文教常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中、所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたい旨の申し出があり、また、一般廃棄物調査対策特別委員長から結審報告を行いたい旨の申し出がありますことから、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（樋口英一君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

所管事項調査報告を行います。

総務文教常任委員会では、休会中の3月6日において所管事項調査を行っておりますので、主な調査内容と経過についてご報告いたします。

初めに、消防本部より、糸魚川市地域防災計画の見直しについて報告と説明を受けました。

主な内容としましては、平成25年7月に改正された当計画に津波災害対策編、原子力災害対策編を加え、また、火山災害対策についても全面改訂を行う点にあります。

見直しの概要については、まず、津波災害対策編では、新潟県地域防災計画と整合性を図りながら、新たに県が示す地域特性を踏まえた対策を明記し、また、津波災害時における迅速な対応や津波想定、津波警報等の注意点、行政機能の保全について明記するものであります。

次に、原子力災害対策編では、当市が柏崎刈羽原子力発電所と志賀原子力発電所の間に位置することから、原子力防災指針及び新潟県地域防災計画との整合性を図るため、当市にとって必要となる防災対策について記されたものであります。

主な内容につきましては、2つの原子力発電所から放出されると思われる放射性物質の想定、災害時の状況に応じた災害対策本部の配備体制、原子力発電所周辺市町村の広域避難を想定しての受け入れ体制の整備等が明記されるものであります。

また、火山災害対策については、新潟県地域防災計画の火山対策との整合性を図り、避難計画策定について全面改訂されるものであります。

以上、概要説明と今後の計画見直しのスケジュールについて報告を受け、質疑に入っております。

委員より、防災計画の資料は膨大である。それについて市民にわかりやすく知らせることが大切になると思うが、どのように周知するのかとの質疑に対して、今回の改正内容と取り組みについては、わかりやすい概要版にして、6月下旬までに市民にお知らせしたいと考えているとの答弁であります。

また、子どもやお年寄り、在住の外国人にもわかりやすいように外国語表記もお願いしたいとの意見に対しては、指摘された点については検討したいとの答弁であります。

次に、市民会館リニューアルについてご報告いたします。

現在、進捗状況については、内部の解体工事が主なものであり、順調に工事が進んでいるとの報告を受けております。

また、2月5日の委員会で示されたパース図をもとに、委員から出された意見を参考に具体案が示され、建物の外観、ホール色彩、平面図などについて質疑が交わされました。

委員より、喫煙所の設置箇所について意見があり、示された場所については納得がいかない。また、1カ所しかないとなると、出演者側の喫煙者にとっては不都合もあると思うとの意見に対し、再度検討するとの答弁であります。

なお、外観とホール色彩、2階、3階部分の内装等については、提案どおり了承されたものと判断いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

○10番（中村 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、去る3月11日に所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

調査事項は、上水道及び下水道から生じる汚泥の処理について、糸魚川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、糸魚川市新エネルギービジョンについての3項目であります。

まず、以前より調査を重ねてきました上水道及び下水道から生じる汚泥の処理については、前回の調査以降の搬入状況等の報告があり、以前より委員会で強く要望を行ってきた汚泥の仮置き場から搬入口までの運搬時の汚泥飛散防止については、電化・明星ともに覆いのついたトラックで運搬することに変更されたとの説明がなされました。

委員からは、この汚泥処理はいつまで続けられるのかとの質問に対し、一応、4月から1年間の協定とさせていただいているが、汚泥の発生についてはまだ予測がつかないことから、終了時期のめどが立っていないとの答弁がありました。

委員からは、いつまでもこのような処理を続けるということではなく、早期に終了できるよう市として努力をしていただきたいとの要望がなされました。

次に、糸魚川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、これは地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づくもので、糸魚川市の自然や社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制のために策定するものであり、平成25年度から取り組む計画をしていたが、国が目標の見直しを表明し、新たな削減目標を示すまで策定を待っていたとの説明がありました。

その後、委員からは山林の活用については地主の問題があり難しい面もあるが、具体的に進められているのかとの質問に対し、当市のバイオマス資源の中で比重が大きいの木質であり、できる限り化石燃料から再生可能なエネルギーに転換していくものを支援していく。難しい点はあるが、市の施策として進めていくとの答弁がなされました。

ほかの委員からは、糸魚川市には雑木林が多くある。それを利用するという計画はないのか。また、岩手県葛巻町では雑木を無駄なく利用している。先進地事例を聞きながら検討してはどうかとの質問に対し、推進する考えはあるが、伐採から運搬まで非常にお金がかかる。今後、作業道が開

設されればコストも下がるが、当面は難しいと思うが、今後、市として考えていかなければならない問題であるとの答弁がなされました。

続きまして、糸魚川市新エネルギービジョンについては、今後の新エネルギー施策のさらなる継続と発展が望まれることから、具体的な方向性を示す必要があり、近年の社会情勢の変化を踏まえ策定していくとの説明に対し、太陽光、風力発電は不安定であり、この地域に合っているのは小水力発電だと思うが、どのように検討しているのかとの質問に対し、天候など制約を受けない小水力発電は可能性が高いものと考えており、次年度の予定として、全域を対象とした導入可能性の調査を行い、可能な場所からモデル事業に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑はありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．一般廃棄物調査対策について

○議長（樋口英一君）

日程第3、一般廃棄物調査対策についてを議題といたします。

本件については調査が終了しておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

五十嵐健一郎一般廃棄物調査対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

五十嵐委員長。〔19番 五十嵐健一郎君登壇〕

○19番（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

それでは、これより一般廃棄物調査対策特別委員会の結審報告をさせていただきます。

平成20年11月に新潟県が実施した一般廃棄物最終処分場機能検査において、薬剤処理後のばいじんから基準値を超える水銀、またはその化合物が検出されたこと等から、地元である大野区から平成21年2月23日に提出された請願第3号、糸魚川市一般廃棄物最終処分場（大野埋立地）

の安全対策に関する請願を審査するため、同年3月議会定例会初日に、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会が設置され、平成23年5月16日の臨時会にて結審しております。

その後、大野区への安全・安心を図る適正化工事の実施の確認、また、ごみ処理施設あり方検討委員会が区内で設置されるのを受け、改めて特別委員会で対応するべきとの判断となり、平成23年6月議会定例会の中で、一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員会が設置され、平成25年2月25日の3月議会定例会にて結審しております。

しかし、この最終処分場等の問題については、1つの結論に至っていないことから、大野区からの再生事業、中間処理施設の決定、地元合意の形成等の確認、また、ごみ処理基本構想検討委員会が区内で設置されたことを受け、平成25年6月議会定例会において一般廃棄物調査対策特別委員会が設置されました。

昨年の7月23日から本年3月17日まで5回にわたり委員会を開催し、本特別委員会の設置目的である付議事件について、調査検討を進めてまいりました。

付議事件は、一般廃棄物中間処理施設から最終処分場の適正化についてであります。最終処分場の適正化については平成24年から25年度で、治山堰堤補強工事及び浸出水調整槽建設工事が行われ、平成25年から26年度で保有水排除設備建設工事が行われます。

また、平成26年度では、生物観察池整備を含む浸出水処理施設整備工事により水質対策が万全となり、より安全な水が放流されることとなり、平成26年度をもって適正化事業が完了するということを確認いたしましたところであります。

一方、中間処理施設等のあり方については、平成24年9月の最終処分場が所在する大野区から掘り起こし再生事業実施の要望があったことを受け、平成25年4月、ごみ処理基本構想検討委員会が設置され、ごみ質、埋め立て水銀量の推計など最終処分場の現状や再生事業、また、安定化事業実施における安全性と経済性、及び焼却施設最終処分のあり方等について総合的に検討を重ねており、2月20日には再生事業の実施の有無、中間処理施設の場所の議論と炉の方式の議論での取りまとめとするには、もう少し調整が必要であり、最終調整させていただき、一定の方向性を出したいとして検討委員会が継続されています。

本特別委員会では、その状況等について調査を進めてまいりました。

昨年12月24日に市と大野区の役員等との間で調整されていた最終処分場と次期ごみ処理施設のあり方等に関し、一定の方向性を示された確認書案について報告を受け、内容は今後、大野区において中間処理施設設置を含めた計画となっており、本特別委員会では了承、大野区の役員会と特別委員会でも大方の賛同を得ていました。

しかし、その内容について1月24日に区民説明会が開催されましたが、出席者の多くは適正化事業の中身を知りたいとのことであり、大野区全体の理解が得られていないこと。また、それら大野区と行政及びごみ処理基本構想検討委員会の論議を踏まえ、3月4日の本特別委員会では、掘り起こし再生事業の最終調整について、ストーカ式焼却における主灰のセメント資源化の状況と今後について、中間処理施設の設置場所及び炉の方式について、並びに現在の須沢区における中間処理施設と健康増進施設の今後の対応も含め、一連のごみ処理のあり方等については関係地区民の理解を得る必要があります。当特別委員会としては、この確認書案については保留されたいこととしております。

このようなことから、今後、調整には相当の時間を要することが予測されるため、当特別委員会としては本調査の一定の区切りを行い、引き続き、市民厚生常任委員会において継続調査を行うとともに、今後、必要に応じて新たな特別委員会の設置もあり得ることを確認して結審するものであります。

なお、結審に当たっての集約事項としては、少しダブりますが、報告させていただきます。

この特別委員会の前の第3次特別委員会にて、大野区から要請があった再生事業を含めた糸魚川市のごみ処理基本構想の方向性は調査検討を含め、平成25年度中を目標とし結論を出すとの行政からの約束もあるので、中間処理施設等を含め全体スケジュールを考慮した最適な事業推進が要望されていた。そこで、今回の付議事件における最終処分場の適正化については、平成25年、26年度をもって適正化事業を完了するということを確認した。

昨年7月のごみ処理基本構想検討委員会で、年内に市の判断を示すこととなり、昨年12月末に市と大野区との間で一定の方向性を示された確認書案の報告を受け、内容については、今後、大野区において中間処理施設設置を含めた計画となっていたが、その内容について大野区全体の理解が得られていないこと。また、現在の須沢地区における中間処理施設と健康増進施設の今後の対応も含め、一連のごみ処理のあり方等については関係地区民の理解を得る必要があり、当特別委員会としては、この確認書案については保留されたいとした。

このようなことから、調整には相当の時間を要することが予測されるため、今後の当特別委員会としては本調査の一定の区切りを行い、引き続き、市民厚生常任委員会において継続調査を行うとともに、今後、必要に応じて新たな特別委員会の設置もあり得ることを確認して結審する。

行政においては、糸魚川市全体の一般廃棄物処理における問題を考慮し、中間処理施設の方針決定を行うとともに、関係地区民の十分な理解を得るよう誠意ある対応と、しっかりとしたコミュニケーションを図ることを強く要望するものであります。

平成25年6月に特別委員会を設置し、付議事件を中心に委員会を開催いたしました。関係地区住民の安全と安心確保のため、また、糸魚川市のごみ処理問題解決に向け、早期の措置を講ずるよう強く要望して結審報告といたします。

これまでの間、委員会調査にご協力いただきましたことに改めてお礼を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承し、一般廃棄物調査対策特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

日程第4．議案第16号から同第37号まで、同第60号、同第61号及び請願第1号

○議長（樋口英一君）

日程第4、議案第16号から同第37号まで、同第60号、同第61号及び請願第1号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員会では、当委員会への付託案件となりました議案第16号から同第37号、議案第60号及び61号の24議案及び請願第1号について、去る3月6日に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案につきましては原案可決、請願は不採択であります。

審査における主な質疑についてご報告いたします。

初めに、議案第16号、糸魚川市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、ご報告いたします。

委員より、この条例制定について目的がはっきりしない。どのような問題があり、何を解消するためにこのような法律、条例が必要なのか説明願いたい。また、地域活動や地域貢献のためということで、年齢を55歳以上としたことについては疑問に思うがとの質疑に対して、国の法律に基づき条例制定するものであり、加齢による健康面、あるいは自治会などの役職を含め地域貢献や地域ボランティア活動への従事など、年齢とともにさまざまな地域活動などが想定され、部分休業を規定するものである。また、申請があれば全員が休業できる制度ではなく、運用についてははっきりしていきたいとの答弁であります。

次に、議案第17号、糸魚川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、委員より、なぜ今になってこのような条例制定が必要になったのか。今までも糸魚川市では消防長、消防署長の資格については、既にこのような資格者を任命してきたと思うが、説明願いたいとの質疑に対して、国では昨年6月14日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、その趣旨に基づき改めて消防組織法の第15条に消防長及び消防署長の資格について明記されたため、このたび条例として定めたものであるとの答弁であります。

次に、議案第19号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご報告いたします。

これについては新たに理科教育センター所長、鳥獣被害対策実施隊員、権現荘支配人の項を、それぞれの項につけ加えるものであります。また、鳥獣被害対策実施隊員については、今まで支給金額、あるいは事故などに対する身分保障もなかったため、非常勤特別職としての位置づけで対応したいものであるとの説明であります。

委員より、今回の条例に新たに追加された鳥獣被害対策実施隊員、年額4,000円については今までなかったということであるが、鳥獣被害が拡大する中で、このような制度導入について異論はないものの、年額4,000円とした金額について果たして妥当かどうか、今後、議論する必要があると思うとの意見が出ております。

その他の質疑意見はなく、採決の結果、原案どおり可決しております。

次に、議案第21号、糸魚川市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、特別職の退職手当の支給割合はわかるが、具体的に金額はどのようになるのかとの質疑に対して、市長については、改正後の平成26年4月以降の金額は1,096万8,960円となり、平成24年度と比較し約227万円の減額となる。また、副市長については、26年4月以降は610万8,480円であり、約116万円の減額、教育長については26年4月以降は452万640円であり、約79万7,000円の減額となるとの答弁であります。

その他の質疑はなく、原案どおり可決であります。

次に、議案第35号、糸魚川市の過疎地域自立促進計画の変更については、一部の委員より、権現荘リニューアル計画、約4億円については賛成できないとの意見があり、起立採決の結果、賛成多数により原案どおり可決しております。

続きまして、請願第1号、「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願につきましては、お手元配付のとおり不採択であります。

審査の過程についてご報告いたします。

委員より、国際情勢が変わっていく中で、日本が主権国家として国家の平和と安全、国民の生命と財産、自由を守るために、この法律が制定されたと解釈する。我が国の安全保障に関する防衛、外交、スパイ活動、テロリズムなどに関して、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密に指定し、漏えいを防止することは日本国だけでなく、同盟国の安全保障や国家機密を守る意味においても必要であるとの意見が多数を占め、起立採決の結果、起立少数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第25号、26号、30号、35号、請願1号について討論を行います。

議案第25号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてですが、4月1日から消費税率が、現行4%から6.3%に、地方消費税率が1%から1.7%にそれぞれ引き上げられるのに連動させて、使用料等をその分、値上げするものであります。

今、日本国内で経済的に好調と見られているのは大都市部と輸出大企業等で、地方経済や中小企業は、これまでどおりの厳しさであります。非正規労働者の増加により、雇用者報酬の厳しさは変わりません。このようなときに消費税率を引き上げれば、経済をさらに悪化させるのは明白と考えますので、消費税増税に連動させて値上げするこれらの議案には反対であります。

議案第35号、糸魚川市過疎地域自立促進計画の変更についてですが、権現荘リニューアル事業が追加されております。計画されている権現荘リニューアル事業の内容については検討が不十分と考えますので、賛成できかねるものであります。

請願第1号、「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願についてであります。この法律は十分な審議がなされずに採決が強行されたものであります。

衆議院国家安全保障特別委員会が採決前の11月25日に開いた福島市での地方公聴会では、自民党推薦の公述人を含む全員が、反対、慎重を表明しております。参議院国家安全保障特別委員会は、ほとんど委員長の職権で開催を強行したものであります。

秘密保護法の秘密の指定は行政機関の長が行いますが、秘密指定の是非を権限を持ってチェックする第三者機関がなく、国の最高議決機関である国会もチェックできない仕組みになっております。また、特定秘密として指定できる最長期間が定められていない法律であります。これでは歴史的な検証さえできないことになるわけであり、国民の知る権利を踏みにじる法律と言わざるを得ないものであります。このような中では、行政の都合で特定秘密に指定され、都合が悪くなって廃棄されてもわからないことになってしまう可能性があります。高い公益性がある内部告発も処罰される危険性があり、その結果、国民の権利がこの面からも著しく侵害される危険性が指摘されております。

このような秘密の最長期間もない、チェック機能が働かない、高い公益性がある内部告発も処罰される可能性もあるというような国民の基本的な人権に反する憲法違反の法律は廃止すべきと考えますので、本請願に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（樋口英一君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

2件あります。1つは、議案第35号、1つは請願第1号です。

議案第35号、糸魚川市過疎地域自立促進計画の変更についての反対討論をさせていただきます。

当案件そのものだけでは具体的な予算づけをしておりません。しかし優良債として産業振興、観光またはレクリエーションという項目の中で権現荘リニューアル事業と明記して盛っております。

議案第1号、一般会計、同第4号、権現荘特別会計でも触れさせていただきますが、基本的な問題点、課題を抱えながらの今回の議案第35号には賛成をいたしかねる。よって、本件についての反対討論とさせていただきます。

いま1つ、請願第1号、「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願を採択することについての賛成討論をさせていただきます。

これまでたびたび取り上げてまいりました。その流れもありますので多言はいたしません。趣旨は今申し述べました表題のとおりであります。ただ、この法律、パブリックコメントというのがあります。このパブリックコメント期間がたったの15日間、これはひど過ぎる。それにもかかわらず、応募の8割方が反対でした。

いま1つ、公聴会、これはたったの1回でした。まさに体裁づけ、これもひど過ぎる。それでも意見陳述者7人全員が懸念、反対でした。にもかかわらず、この法律は通りました。このとき各新聞はこう主張し、訴えています。「議会政治を壊す暴挙だ」、これは西暦で言えば2013年の12月6日の毎日新聞、それから「廃止が後世への責任だ」、これが2013年12月8日、新潟日報、さらに「欠陥法案は返品を」と、これが2013年11月28日の朝日新聞。何もこれに右へ倣えする必要はないと思いますけれども、こういったマスメディアでの取り上げ方、これは十分尊重してしかるべきだと思っております。いま1つ、かつてあの悪法と言われた治安維持法が当時の国会を通ったとき、「治安維持法可決さる、必死の反対も虚しく」、これが1925年（大正14年）3月8日号の当時の東京朝日新聞、そういう見出しが載っていたという記録があります。

ということで、多くは言及しません。特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出に関する請願の趣旨を認め、採択すべきことを主張し、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第16号、糸魚川市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、糸魚川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、糸魚川市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、糸魚川市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市地上デジタル放送等共同受信施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、糸魚川市温泉施設権現荘条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

+

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、糸魚川市立小学校及び中学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号、糸魚川市過疎地域自立促進計画の変更についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第37号、契約の締結について（糸魚川地区公民館改築工事（建築））を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第60号、新市建設計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第61号、糸魚川市、西頸城郡能生町及び同郡青海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第1号、「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

○議長（樋口英一君）

ここで11時5分まで暫時休憩いたします。

〈午前10時56分 休憩〉

〈午前11時05分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．議案第38号から同第47号まで、議案第52号及び同第53号

○議長（樋口英一君）

日程第5、議案第38号から同第47号まで、議案第52号及び同第53号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

当委員会に付託となりました本案について、去る3月10日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、全ての議案について原案可決であります。

審査における主な質疑についてご報告いたします。

議案第44号、指定管理者の指定について（神道山公園）では、以前の指定管理者では高齢化と経営赤字という問題があったが、今回、その点はクリアし、3年間の見通しが立ったということかとの質疑には、今回、指定管理をお願いする里山の会の皆さんの年齢は以前と比較し、若い年齢層になるので問題ないと考えている。

指定管理料については以前と比べ、指定管理料そのものは増額になっているが、当時は光熱水費や器具等の委託点検等の経費を含めていなかったもので、実質的には、以前よりも減額になっている。

今回、神道山荘での食堂の営業や、いろいろな企画により利用者の増に努め利用料収入を上げていくという中で、里山の会の皆さんと協議しているのです、その点についても問題ないと思っている。

公園で広い管理面積を持つという点では、草刈り、樹木の剪定にしても労力を必要とする部分がある。今回の指定管理者については土木的なノウハウも持っているのです、その点はクリアできている。

集客については位置的な要素もあるかもしれないが、人を呼ぶという部分で難しい面がある。今回の指定管理者からは20周年記念事業や、池を利用した釣り堀や、今までにない企画の中で利用者をふやすという提案をもあるので、指定管理者と協議を進め、今までの問題点をクリアしていきたいと考えていると答弁がありました。

指定管理について、利益を上げられる施設、そうでない施設という立て分けがある。ここに関しては、もうける形での指定管理ということかとの質疑には、この指定管理者については25年度早々から提案をいただき、1年間、管理や施設の状況を見た中で、いろいろな提案をいただいている。そういう意味では、施設の管理については今までよりもコストを下げ、施設の目的に沿った中で、指定管理としてやりたい思いを持った中で手を挙げていただいた。そこを加味した中でアドバイスをし、協議の中でよい施設にし、皆さんからご利用いただけるような管理運営に努めていきたいと思っているし、そのような方向で協議を進めていきたいと思っていると答弁がありました。

その他の議案につきましても若干の質疑はありましたが、割愛をいたします。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第38号、糸魚川市グリーンメッセ能生条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号、糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。4月1日から地方消費税を含む消費税が現行5%から8%に引き上げられるのに連動させて、使用料等をその分値上げするものであります。経済的に厳しいときに消費税率アップを行えば、経済をさらに悪くするのは明白であると考えますので、消費税は引き上げるべきではないと考えるものであります。

内閣府の10月から12月期のGDP速報を見ますと、消費税8%への引き上げ前の駆け込み住宅投資と公共投資が、成長率を支えている構図は変わっておりません。大企業の収益の回復にもかかわらず、中小企業は厳しく、非正規、不安定雇用の増大により、雇用者報酬も厳しい状況が続いております。このようなときに消費税を引き上げれば、駆け込み需要の反動も含め、景気は一層落ち込むことが予想されますので、消費税増税に連動して値上げするこれらの議案には反対であります。

以上であります。

○議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論が終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第38号、糸魚川市グリーンメッセ能生条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第39号、糸魚川市親不知ピアパーク条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第41号、糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第42号、糸魚川市雇用促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第43号、糸魚川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第44号、指定管理者の指定について（神道山公園）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第46号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第47号、変更契約の締結について（糸魚川駅自由通路新設工事委託）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第52号、平成25年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号、平成25年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第48号から同第50号まで、議案第54号から同第56号まで
及び議案第62号

○議長（樋口英一君）

日程第6、議案第48号から同第50号まで、議案第54号から同第56号まで及び議案第62号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

○10番（中村 実君）

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に付託されました関係部分、及び3月4日に追加されました議案第62号、契約の締結（一般廃棄物最終処分場適正化浸出水処理施設整備工事）の審査につきましては、去る3月11日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告申し上げます。

議案第48号、糸魚川市健康づくりセンターの一部を改正する条例の制定では、4月1日からの消費税改定に伴う使用料の改正であり、委員より、多少の意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

次に、議案第49号、財産の取得（超伝導磁石式MRI装置）、議案第50号、財産の取得（マルチスライスCT装置）では、両装置とも能生国民健康保険診療所に導入されるものであるとの説明の後、委員から、MRIとCTの性能はどの程度のものなのかとの質問に対し、MRIについては、糸魚川総合病院など大きな病院で使われているものと同じであり、CTについてはマルチスライスで、1回の撮影で16列が撮影でき、検査時間が短く、解析度も鮮明であるとの答弁がありました。

そのほか多少の質問がありましたが、特段報告する事項はありません。

議案第62号、契約の締結（一般廃棄物最終処分場適正化浸出水処理施設整備工事）では、この施設整備工事が完了することにより、一般廃棄物最終処分場としての全ての機能が整うことになるとの説明に対し、委員からは、この施設は何年ぐらいもたせると考えているのか、また、一番問題

になりそうな重金属を処理する施設の機械の耐用年数はどうかとの質問に対し、重金属処理施設については、最低限10年間確実に性能を発揮するという形で、性能保証されているものであるとの答弁がなされました。

そのほか若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

議案第54号、議案第55号、議案第56号の3件については、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第48号、糸魚川市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例の制定についてですが、4月1日からの消費税増税に連動させて、使用料等をその分値上げするものであります。

経済が厳しいときに消費税を引き上げれば、景気をさらに悪くすると考えますので、連動して値上げする本案には反対であります。

以上であります。

○議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第48号、糸魚川市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号、財産の取得について（超伝導磁石式MRI装置）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号、財産の取得について（マルチスライスCT装置）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第54号、平成25年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号、平成25年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号、平成25年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第62号、契約の締結について（一般廃棄物最終処分場適正化浸出水処理施設整備工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第51号及び同第63号

○議長（樋口英一君）

日程第7、議案第51号及び同第63号を一括議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

総務文教常任委員会に分割付託となりました本案について、3月6日に審査が終了しておりますので、経過と結果についてご報告いたします。

まず、定例会初日の去る2月24日に当委員会に分割付託となりました議案第51号、平成25年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会の関係部分についてご報告いたします。

初めに、教育総務費、教育委員会費において、委員より、私学助成事業498万円の詳細について説明願いたいとの質疑に対して、この事業費は上越高校の改築費用負担分であり、当初計画では妙高市を含め3市で、直接、補助金を出す予定であったが、上越市が事業主体となって国庫補助事業の採択を受けたことにより、糸魚川市の補助金776万円が不要となり、かわりに負担金として498万円拠出するものである。今回の場合は社会資本整備交付金制度を活用したことにより、整備するものであるとの答弁であります。

次に、3款、民生費、児童福祉費の学童保育事業における放課後児童クラブ臨時雇賃金600万円、また、市営保育所の臨時雇賃金122万5,000円の増額は、利用者増によるものなのか、保育サービスをふやしたことによるものなのかとの質疑に対して、学童保育事業については利用者がふえてきている点と、土曜日の開設についても半日、あるいは数時間であったものが1日利用する園児がふえ、指導員も増員したことによるものである。また、保育園については、目の離せない子どもがふえ、パート保育士を増員する必要に迫られたものであるとの答弁であります。

次に、3月4日に追加議案として当委員会に分割付託となりました議案第63号、平成25年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）のうち、関係部分についてご報告いたします。

質疑についてはありませんでしたが、2款、総務費、1項3目、財産管理費のうち桜の木更新事業に関連して、現在、市民会館改修工事とこの事業が重なっているため駐車場のスペースが非常に狭く、利用者に不便をかけ苦情も聞く。利便性の向上や事故回避のためにも、もう少し知恵を絞っていただきたいとの意見が出ております。

その他、質疑、意見はなく、付託部分については原案可決であります。

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

当委員会に付託となりました本案について、去る3月10日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、両議案とも原案可決であります。

審査における主な質疑について報告いたします。

議案第51号の交流観光課関係では、7款1項3目、マリンドリーム能生増築工事補助金の財源変更の理由についての質疑で、県の補助金は森林整備加速化林業再生事業補助金であり、事業主体がマリンドリーム能生になるので会社による申請になっている。工事費の2分の1の補助であったが、補助金の趣旨が間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業の活用を図る内容から、機械設備や今まであった施設の撤去費用を除外した中で、より厳密に特定されたことで、最終的には、木材利用の部分だけが補助対象となったという経過であるとのことであります。

商工農林水産課関係では、担い手育成の農地集積協力金事業補助金563万円について、どのくらい人数がふえて、どのくらいの農地がプラスできたのかとの質疑に、人・農地プランに基づく補助金で、1つが経営転換協力金ということで、農業をリタイア、もしくは経営を転換する方への補助金であるが、0.5ヘクタール未満の方が17件、1件当たり30万円であるので510万円、それから分散錯圃解消協力金ということで、担い手の圃場に隣接した農地を出すと補助金がもらえて、それが1,060アール増加して53万円ということで、563万円の補正を計上しているとの答弁がありました。

国の新たな農業政策で、中山間地集落が危機になるのではないかと思う。それを糸魚川独自の方法で何か取り入れてやるとか、指導的立場は行政、農協、そういう音頭取りが必要だと思う。その辺の指導をやっていただきたいがどうかとの質疑には、25年度に農業、林業、水産業の1次産業の各団体のトップの方と市長、地域振興局長で、元気な1次産業をというトップ会談を3回やってきた。それぞれ問題や課題を出すのではなく、それぞれが取り組めるものから話をしようということで仕事をしてきた。

各団体から26年度で、こんなものなら取り組める、これはちょっと検討すれば取り組めるというようなものの洗い出しをしているところである。各団体が協議会をそれぞれ持っているので、その中でも耕作放棄地をどう使えばいいかということも含めて、事業計画に取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、都市整備課関係では、新幹線駅のジオラマの設計と今後についてどのような考えでやるのかとの質疑には、ジオラマ模型については特別委員会のほうにラフスケッチ等を上げ調査していただいている。それに沿って設計図を書き、本年度末に納品してもらおうということである。新年度に

向けては、その設計図に基づいて実際のジオラマを作成していくということで考えているとの答弁があり、委員からは、ただ見るだけでなく体験できるような、飽きないジオラマにさせていただきたいとの要望がありました。

また、この件については、議案第63号にかかわる部分で、Nゲージ、HOゲージのコンセプトや目的が、市民にわかるようにしてもらいたいとの要望もなされております。

次に、8款7項、住宅費の耐震診断業務委託料について、不用残が相当出ていることについての質疑では、安心安全住まいる事業補助金については、耐震診断と耐震設計、改修という補助。耐震診断については業務委託で用意をしていた。耐震診断50件の予定に対して7件で、近年、この制度の利用者が上がっていかない実態である。これは昭和56年以前の木造住宅が対象である。

糸魚川市耐震改修促進計画の中で、県が奨励した中で平成18年から進めており、制度としては意義があると思っているが、これまでに、ことしの7件を含め耐震診断が123件である。昭和56年以前の住宅が、この耐震診断を受け、耐震改修をし、安全値が1.0を超えるようなことになるのと相当な費用がかかる。もう30年以上たったような家を耐震診断しても、そこから先に進まないというのがある。古くなった家を、そこまで金をかけてやらないところが1つの大きな課題だと思う。平成18年度から24年度までの中において、改修にまで至ったものについては2件であるとの答弁がありました。

このほかにも質疑は交わされましたが、割愛をいたします。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

○10番（中村 実君）

市民厚生常任委員会に分割付託となりました議案第51号の関係部分について、3月11日に審査が終了していただきますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

議案第51号に対し若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第51号、平成25年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第63号、平成25年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第1号から同第13号まで

○議長（樋口英一君）

次に、日程第8、議案第1号から同第13号までを一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実 予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原委員長。〔13番 田原 実君登壇〕

○13番（田原 実君）

これより予算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第1号、平成26年度糸魚川市一般会計予算、議案第2号から議案第11号までの特別会計予算10件、議案第12号及び同第13号の企業会計予算2件の計13件であり、去る3月12日から14日まで、及び3月17日の4日間にわたり委員会を開催し、審査を行っております。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査過程における主な内容につきましてご報告いたしますが、当特別委員会は、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、詳細な内容についての報告は省略させていただき、要点のみの報告といたしますことを、あらかじめご了承願います。

初めに、議案第1号、平成26年度糸魚川市一般会計予算についてご報告いたします。

歳出、2款、総務費1項1目、一般管理費の公の施設指定管理者の選定、評価委員会について、委員より、評価から改善への手順が曖昧で、評価委員会の権限が不明確との意見が出され、行政より評価委員会の位置づけを明確にしていくとの答弁がなされました。

3款、民生費、1項2目、就労支援事業では、ジョブコーチ制度の充実と支援拡大をとの意見に

対して、市内2カ所にある就労移行事業所で技量をつけていただくこと、一般企業への就労につなげることの両方に支援を強めたいとの答弁がなされました。

4款、衛生費、1項5目、医療対策費では、修学資金貸与事業を活用して資格を取って地元へ戻ってきたが、求人がなく、就職できなかったことにより、高い利率での返済を求められた事例があり、救済する措置はないのかとの意見に対し、事前の情報提供や詳細説明、返済猶予期間の検討など、より利用しやすい形への改善を考え、県との連携についても協議していくとの答弁がなされております。

6款、農林水産業費、1項3目、農業振興費の担い手育成では、青年新規就農給付金、市内外への募集、農業振興策、人口対策などに関する多くの意見が出され、それに対し移住、定住を含めネットを活用し、情報発信をしていく。その際、生活安定を図るため1次産業間での仕事のやりとりや、冬期間雇用対策支援と住居情報もセットで情報提供していきたいと答弁がなされました。

7款、商工費、1項4目、ジオパーク推進費では、委員より、糸魚川ジオパークの特徴と基本的捉え方、また、ジオサイト開発に当たっての留意点は何かとの意見が出され、論議の結果、次のように集約されました。

糸魚川ジオパークの特徴は、フォッサマグナを中心に東西の地質、自然が違うことが前提である。基本は、その大地と、自然の営みの中から生まれてくる文化、歴史、景観を保護して、教育活動を行い、観光などを通じて地域振興に役立てることである。ジオサイトの開発に当たっては、それぞれのサイトの景観や生態系に影響を及ぼさないよう慎重に、その土地固有の花木を植えるなどに配慮し、地元管理者との協議を重ね、ジオパークの理念に沿って行うこと。

以上であります。

9款、消防費では、職員の退職などによる消防体制維持への懸念、救急救命士の養成、配置などに多くの質疑が交わされ、それに対し新規採用で維持、継続を図り、救命士については、毎年2名の養成と有資格者採用も検討しているとの答弁がなされております。

また、消防団員の減少傾向や防災、減災の取り組みに対し、火災、津波、火山対策に多くの質疑が交わされ、それに対し青年層が減る中での対策の充実や、さらなる企業協力要請を進めるほか、避難路表示、マップなど市民にわかりやすく、役立つ内容の情報提供をしていきたい。また、火災情報については、混乱を招かない発信に配慮したいなどの答弁がなされております。

次に、10款、教育費では、1項、教育総務費及び3項、中学校費において、いじめ、不登校など対策事業で活発な質疑が交わされ、それに対し、特に最近のネットいじめについては、学校と家庭が協力し合って、対応していかなければならない旨の答弁がなされております。

このほか中学校学力向上支援事業、中学生海外派遣事業において意見が出されております。

また、7項、社会教育費では、公民館管理運営費、地区公民館施設整備事業において質疑が交わされ、8項、社会体育費では、市内のスポーツ施設の充実と計画的な整備について意見が出されております。

次に、議案第6号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計では、委員より、設計に対する行政の理念が不明確であり、リニューアル後の運営方針や指定管理に移行する構えが見えない。また、リニューアル工事期間中の来客数、民業への影響などについても、また、消費税増税を含め厳しい意見が多く出され、活発に論議が交わされました。

それに対し、設計委託に市の考えをしっかりと示した上で設計を進め、所管の委員会に報告すると
の答弁がなされております。

その他、各会計において多くの質疑が行われましたが、報告を省略いたします。

最後に、4日間の長時間にわたる審査において、委員各位、並びに行政担当各位より議事進行に
ご協力をいただき、無事審査を終了することができました。副委員長とともに感謝し、お礼を申し
上げます。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第1号及び第6号について反対討論を行います。

平成26年度糸魚川市一般会計予算についてであります。4款、衛生費では健康増進施設助成
事業で、新年度から老人いこいの家運営委託料とプールのみ補助金にするとのことでもありますの
で、一定の改善が図られたものと思います。今後とも市民から指摘を受けることのないよう、一層
の改善に取り組んでいただきたいと思います。

虫歯予防のフッ素洗口については、小さいときから歯磨きをきちんと行うことが大事であり、論
争中のものを学校等に持ち込むのはよくないと考えます。

7款、商工費では、柵口温泉事業特別会計繰出金に含まれる権現荘リニューアル事業にかかわる
ものについては、賛成できないものであります。

スカイパーク事業が、シャルマン火打スキー場管理運営事業とグリーンメッセ能生管理運営事業
に分けられましたが、抜本的対策を検討する必要があると考えます。

スキー場については、温暖化で積雪期間が短くなってきていること。冬季スポーツの多様化、施
設修繕や更新費用等、取り巻く条件は一層厳しくなっております。

シーサイドバレースキー場、シャルマン火打スキー場の2つのスキー場のこれまでの投資額が、
市が買収前の民間、市を合わせて約100億円になるのではないかと思います。施設修繕や更新費
用の問題等を考えれば、抜本的対策の検討は避けて通れない課題だと思っております。これまで限度額を

決めることや組織的な改善等を求めてきましたが、努力は見られますが、抜本的な取り組みになっているとは言いがたいものであります。今後は、2つのスキー場の一本化等も考えていく必要があるのではないかと思います。

10款、教育費ですが、中学生海外派遣事業で571万円計上されております。8月に3年生30名を、香港ジオパークへ4泊5日で派遣する費用とのことであります。私は義務教育段階での取り組みとしては、生徒全体の基礎学力を向上させることにこそ、もっと予算を使うべきではないかと考えるものであります。それらの点を考えれば、人数を減らし、目的をはっきりさせた交流事業にすべきではないかと考えます。

学校給食センターの業務委託ですが、給食は食育の柱の部分であります。委託は、食育を一層難しくするのではないかと思います。教育は人を育てる土台の予算ですので、こういうところは削減せず、引き続き直営で行うべきと考えます。経費削減、さきにあるきやり方には同意できません。

以上の点から、本案には反対であります。

続いて、議案第6号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算についてであります。

今回の予算には、権現荘リニューアル事業として約2億6,000万円計上されております。総額としては4億円近い工事費になるとのことです。内容的には本館を解体し、温泉センターを統合する等のものであります。

ご承知のように権現荘は、1988年（昭和63年）の8月に本館がオープンして26年目であります。バブル景気のときに開業しております。その後、新館、別館がオープンする中で、宿泊者数が最も多かったのは権現荘開業後10年、別館オープン翌年の1998年（平成10年）の2万5,860人です。その後、国内経済の影響で減少が続き、最高時から15年後の2013年（平成25年）には、約1万1,000人となっております。オープンして10年で最高の宿泊者数となり、その後15年間、減少が続いているわけです。

権現荘の日帰り客数では平成3年、新館オープン時の5万556人が最高となっております。平成25年は3万1,000人の見込みであります。

このような推移と、これまでの営業努力の経過、また、自治体本来の仕事を考えるとき、市はこれの際、宿泊業から手を引き、権現荘を継続するのであれば民間に任せるべきではないか。市は将来を見据える中で、市民の健康づくりにも役立ってきた温泉センターの拡充、存続にこそ、力を入れるべきではないかと考えるものであります。

これらの点を踏まえて、今回のリニューアル計画を見ますと、検討が十分とは言えず、これまでの延長にすぎないような内容が多く、温泉センターの統合、廃止も含まれております。これらの点を考え、本案には賛成できないものであります。

以上であります。

○議長（樋口英一君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第1号、平成26年度糸魚川市一般会計予算、並びに議案第6号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

まず、議案第1号、平成26年度糸魚川市一般会計予算についてであります。

平成26年度一般会計予算総額は297億6,000万円で、積極的予算となっております。

私が評価する重立った事業について、地域づくり、自治分野では、県議会議員選挙費40万円は、投票入場券の期日前投票の宣誓書の印刷を行う予定となっております、市民の利便性が図られております。

健康福祉分野では、子ども医療費助成事業7,461万9,000円は、入院はこれまでどおり高校卒業まで、通院が小学6年生から中学卒業まで拡大し、3子以上の世帯は高校卒業まで対象としております。子育て支援として身近な事業であり、高く評価しております。

病後児保育事業900万円は新規事業で、糸魚川病院南側の調剤薬局を利用して行うもので、この事業は平成19年6月議会以来提案し、実施を求めてきたもので、関係各位のこれまでの努力に感謝を申し上げます。

市民後見人推進事業50万円は新規事業で、推進検討委員会を設置し、3カ年計画で市民後見人養成のための体制整備を行い、市民向け講演会や養成講座を行うものです。後見人制度が市民にとって身近になることを期待しております。

老人いこいの家事業1,900万円は、昨年12月議会で提案したところ、電光石火のごとく、これまでの3カ所にひすいの湯1カ所を追加し、高齢者の外出支援と語り合いの場を提供し、利便性を向上させております。

健康診査受診促進事業では、夕方健診、日曜健診、20代のピロリ菌検査助成など、さまざまなニーズに応えるように積極的な取り組みを計画されております。

修学資金貸与事業の医師養成資金貸与事業1,080万円と、高度医療技術者人材育成支援事業100万円と、子どもインフルエンザ接種助成事業822万円は、糸魚川市の先進的で特徴的な事業であり、事業継続を高く評価しております。

生活環境分野では、新エネルギー導入支援事業5,200万円は、小水力発電と地熱発電の発電可能調査委託料、ペレットストーブ設置事業補助金など、新エネルギーに対する糸魚川市の積極的な姿勢が示されております。

一般廃棄物最終処分場適正化事業5億2,974万6,000円は、平成21年より取り組みが始まり平成26年度末に完了予定となりました。1つの区切りとして評価したいと思います。

産業分野では、地元産品販路拡大支援事業800万円は、国内はもちろん広く世界に目を向けた商品開発を期待するものであります。

食の魅力向上事業88万2,000円は地産地消の推進とともに、アンコウのつるし切りのように地元食材の見せ方、食べさせ方の工夫や、世界無形遺産となった和食の魅力を前面に出して、メディアに取り上げられるような戦略を期待しております。

体験教育旅行誘致事業150万円は、糸魚川に来ていただくための誘客戦略が必要なので、観光誘客宣伝事業2,524万6,000円に関連して、ゆるキャラのフル活用に期待しております。特に「御風さん」は、母校、早稲田大学と強力なパイプを構築する年度にしていきたいと願って

おります。

間伐講習事業40万円は、予算額は少ないものでありますが、1つ1つ丁寧に行う中で、やがては糸魚川の山林構造を変えていく一步として期待をしております。

教育分野では、子ども一貫教育推進事業130万円は、この事業が5年目を迎え、見直しを行うものです。そこで、特に小学5・6年生の学習習慣のあり方や、中1ギャップに見られる環境変化に対応できる指導強化に期待をしております。

中学生学力向上支援事業343万2,000円は、1年生の大学見学と英検補助金であります。新潟県教育委員会では、県内で夢をかなえるキャリア教育、グローバル人材育成として、高校生の英語指導を強化するとしております。糸魚川市のこれまでの取り組みが県に先行していたことになっており、大変評価をしております。

将来、つきたい仕事をイメージするのは中学2年生、具体的に考えているのは高校2年生と言われております。意思決定が早ければ早いほど準備ができ、希望に近い進路を歩むことができるとも言われております。そこで内発的動機に基づく学習意欲を高めるため、子どもたちにさまざまな進路に関する情報の提供を期待しております。

中学生海外派遣事業571万4,000円は香港4泊5日、定員は30人であります。糸魚川の子どもたちが、海外の世界ジオパークに触れて、さらに糸魚川のジオパークに磨きをかけていただきたいと思っております。

また、日本一の子どもづくりを目指す糸魚川として、中学生に世界に触れる機会を提供することは、先ほどの県の動きもありますように時代の要請であります。参加する中学生はもとより、その友人や地域にとってよい影響を与えたいと思っております。

国際会議開催事業60万円は予算額こそ少額であります。積極的に取り組んでいただき、国際会議を開く上でハード面とソフト面で、どのような準備が必要かを吟味していただきたいと思っております。

最後に、本予算全体を通して、今、国や県では観光立国を目指し、訪日観光客の拡大に取り組んでおります。糸魚川市も何のための世界ジオパークなのかを、いま一度考えるときであります。世界に糸魚川を発信するための世界ジオパークであると私は考えております。であるならば、国際感覚を持つ子どもたちの育成や、世界に通用する商品開発、世界から観光客を受け入れる体制づくりは必要不可欠なものといえます。それを考えると今年度の予算は、糸魚川のグローバル化元年として捉えるべきと思っております。

次に、議案第6号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

柵口温泉事業特別会計予算の総額は5億700万円で、前年に比べておよそ倍増となっております。その主な理由は、権現荘リニューアル事業2億5,826万円で、老朽化した本館の解体、フロントと売店の移設、新館1階の客室スペースのレストラン化、日帰り浴室と露天風呂の屋根とエレベーター2基の設置等の改修などです。

予算審査特別委員会では、事業そのものに懸念の声がありました。それらに対する行政答弁はハード整備の説明に終始し、経営戦略が定まっておらず、まことに残念なものでありました。ただ、審査を進めていく中で、初めて市長が外国人誘客に取り組む姿勢が拝見できました。私はそれを評

価しております。確かにこのたびのリニューアルは、利用者の安心・安全とサービス環境の改善というハード面が主目的であります。チーム糸魚川で交流人口300万人を掲げている以上、ソフト面の充実がどうしても求められます。

そこで私は、一般質問や予算審査特別委員会でも意見しましたが、権現荘をはじめとしたスキー場、ゴルフ場、海水浴場、港など、さまざまな施設がコンパクトに整っている能生地域は、糸魚川市の観光開発を行う上ですばらしい立地と考えております。今ある観光資源をフル活用し、公の宿として民間が手をつけていない分野への誘客戦略として、ターゲットを絞った外国人誘客、子ども向け、シニア向け、体験型の誘客、障害者に優しい観光誘客を3本柱として戦略を立案し、実験証明を行うことが、権現荘の使命であると思っております。

さらに権現荘は世界ジオパーク認定のまちの公の宿として、国際会議や研修会等の開催を積極的に行い、新しい誘客の形を提供するリーダーとなるべきであります。そして、その取り組みの成果や情報を民間に提供し、お互いに共存共栄できる地域観光を構築すべきと考えます。

高齢化と少子化は、じっとしていても歯どめがかかりません。ながめているだけでは、何も変わりません。慎重になり過ぎても、何も始まりません。ここは積極的に人や物に投資を行い、雇用や地域活性化の成果と結果をもって市民に伝えていただきたいと思っております。権現荘のリニューアルが地元から、市民から、民間同業者から、よくぞ糸魚川の観光を活性化したと言われるように、市長をはじめ関係者は、全力で取り組んでいただきたいと思っております。

以上で、議案第1号、平成26年度糸魚川市一般会計予算、並びに議案第6号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算についての賛成討論を終わります。

○議長（樋口英一君）

討論の途中でございますが、昼食時限のため13時まで休憩を行います。

〈午後0時03分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に続き討論を行います。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

議案第1号と第4号と第6号、3件、反対の討論をさせていただきます。

まず、議案第1号、平成26年度糸魚川市一般会計予算についての反対討論。

予算費目の1つ1つについて、賛否について、あるいは評価について論及し尽くそうとすれば、枚挙に限りがありません。ということで、予算編成の根幹をなす根っこ、足元、姿勢とでも言いま

しょうか、そこに重点を置いての反対討論とさせていただきます。ということで、幾つかの事例を取り上げ、述べさせていただきます。

7款1項に関連して、柵口温泉事業特別会計繰出金、いわゆるリニューアル事業関連ですが、議案第6号のところでも述べさせていただきますが、市民一人一人の思い、民意をどう位置づけるかということに関して極めて不十分なままの対応、いわば処理作業としか、私に言わせれば言いようがありません。見直すべきです、改めるべきです。

7款1項中、糸魚川駅前通りアーケード等整備事業関連ですが、アーケード幅2.8メートルでもないよりはましだ。できれば、できるだけのことはあるだろうと、それはそのとおりです。しかし、できればこれまでの4メートルが関係者の生の声であります。しかし、事業主体にされている地元商店街には力がありません、金がありません、勢いがありません。もちろん各種補助金なりの制度はあります。それにしても4メートル幅となると、これは無理だと。残念ながら2.8メートルというところで、おさまるしかないというのが実態ではないでしょうか。私は基本的にはこの問題、事業主体が地元商店街というところを地域全体、市全体という立場にしてつくり上げていくべきが筋と訴えさせていただきます。

10款3項中、中学校学力向上支援事業、中学生海外派遣事業。前者は大学へ行きたいけれども行けない者の側に立つべき、後者は条件などの選別、あるいは格差を受ける側の身も考えるべき、対応すべきという立場から、こういったやり方を見直すべき、是正すべきだと訴えます。

体の活動のもととなっている毛細血管、その1つ1つが大事にされてこそその体。まさに弱者、小さい者、少ない者、重んじられぬ者、声出せぬ者、出しにくい者こそと訴え続けさせていただいて、かれこれ23年弱となろうかと思えます、私。キーワードは弱者であります。あえて幾つかの事例、具体例を挙げさせていただき、当案件に対する反対討論とさせていただきます。

次に、議案第4号、平成26年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算についての反対討論。

どう政権が変わろうが、単に囲い込みの中での対応ではない。その見直し、廃止を訴えて、本件についての反対討論とさせていただきます。

最後に、議案第6号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算についての反対討論。

この問題は、建てかえれば、あるいは新しくすれば客が入るだろう、利用者がふえるだろう、そういう見方があるやもしれません。しかも日帰りの温泉センターも権現荘も一緒くたにしての話であります。しかし、この問題はそういった受けとめ方や、あるいは動線を、食事をとった営業手法、商業手法や事務処理だけの問題ではないのだと訴えさせていただきます。端的に言います。ホテル場的なものを公がやるべきではないのです。

一方、温泉センターは、市民の福祉、健康のよりどころなのです。私に言わせれば、この基本的な違いをしっかりとさせない限り、いろいろな問題が起きてくる、課題を抱え込むことになってくる。民業圧迫という問題も、必然的に起きざるを得なくなっていくのです。

権現荘、温泉センターそれぞれに、それなりの歴史を持っていることは十分承知しています。補助金対応という課題もありましょう。であればこそ、私は今だからこそこの違い、先ほど来、あるいはこれまでずっと言い続けてきた公と民のあり方をしっかりとさせた上での行政対応、つまり今回のリニューアル事業に取り組まなければならないと訴え続けておるのであります。

ほかにも幾つかあります。例えば指定管理問題、その問題点、あるいは課題は、さきの12月定

例会以降、議会でも大きく指摘、取り上げられ続けてきました。例えば民、まさに裸の市民がどう思っているか、言っているか。もちろん、人さまごまかかもしれません、受けとめようが違いますから。しかし、少なくともこの私は裸のつき合いの中で、生の思いを感じてきました。そして訴え続けてまいりました。

以上、今という時点でリニューアル、建てかえ先行という内容での権現荘、温泉センター対応をすることには賛成できません。よって、本件についての反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第1号、平成26年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第2号、平成26年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、平成26年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、平成26年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、平成26年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、平成26年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、平成26年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、平成26年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、平成26年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、平成26年度糸魚川市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、平成26年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、平成26年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、平成26年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第9．議案第64号から同第66号まで

○議長（樋口英一君）

日程第9、議案第64号から同第66号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第64号は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第65号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでありまして、いずれも特別職報酬等審議会の答申を受けて議会議員の議員報酬の額、並びに市長及び副市長の給与の額を改定したため、所要の改正を行いたいため、議案第66号は、教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてでありまして、市長及び副市長の給料の額の改定に準じて、所要の改正を行いたいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原総務課長。〔総務課長 田原秀夫君登壇〕

○総務課長（田原秀夫君）

本日配付の資料によりまして説明いたします。

議案第64号から67号の資料のうち64号の条例改正であります、議員報酬の改定後の額は、議長、37万2,300円、副議長、30万7,000円、議員、28万7,600円であり、改定差額及び改定率につきましては、表に記載のとおりであります。

次に、65号、特別職給与の改定後の額は、市長、80万4,000円、副市長、61万8,000円であります。

続いて、66号、教育長給与の改定後の額は、56万5,000円であります。

以上の3件とも改定年月日は、平成26年4月1日であります。

なお、議会議員の政務活動費につきましては、特別職報酬等審議会から据え置きのお返事がありませんので、現行月額のとおりといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしましたと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第64号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第66号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．議案第67号

+

○議長（樋口英一君）

日程第10、議案第67号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第67号は、平成26年度一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億7,986万円を追加し、総額を300億3,986万円といたしております。

歳出の主なものは、3款、民生費では、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世代臨時特別給付金給付事業の追加、8款、土木費では、新幹線駅舎関連整備事業の追加であります。

歳入の主なものは、国庫支出金の追加であります。

地方債の補正は、第2表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉藤企画財政課長。〔企画財政課長 斉藤隆一君登壇〕

○企画財政課長（斉藤隆一君）

今回の補正予算の主なものは3点ありまして、1点目につきましては、本年4月からの消費税率引き上げに伴う国の経済対策の一環で、所得の低い方と子育て世帯への負担軽減策として給付金が支給されることに伴うもの、2点目につきましては、市議会議員及び特別職並びに教育長の給与等の改定に伴うもの、3点目につきましては、国の経済対策で、要求額が減額内示された事業に伴うものの理由によりまして、今回、1号補正として追加をお願いしたいものであります。

本日、お手元に配付の資料も、あわせてごらんをいただきたいと思っております。

最初に、歳出について説明をいたします。

議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

1款、議会費では、議員報酬、議員共済会負担金等の追加。

2款、総務費の1項1目、一般管理費のうち一般管理費職員人件費では、特別職給料等の追加。

3款、民生費の1項1目、社会福祉総務費の51、臨時福祉給付金給付事業では、臨時福祉給付金、及びその給付に伴う人件費及び事務費の追加であります。2項1目、子育て支援費の51、子育て世帯臨時特例給付金給付事業では、子育て世帯臨時特例給付金、及びその給付に伴う人件費及び事務費の追加であります。

議案書の12、13ページをお願いいたします。

8款、土木費の6項5目、新幹線対策費の33、新幹線駅舎関連整備事業では、施設整備工事の追加であります。

10款、教育費では、教育長の給料等の追加であります。

続いて、歳入について説明いたします。

議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

14款、国庫支出金の2項2目、民生費補助金では、社会福祉費補助金と児童福祉費補助金で、いずれも給付事業に伴う補助金であり、全額、国から補填されるものであります。6目、土木費補助金では、社会資本整備総合交付金であります。

19款、繰越金では、前年度繰越金を充てております。

21款、市債では、合併特例債を充てております。

続いて、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でありまして、合併特例債3,420万円を追加したいものであります。

以上で、補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしました
と思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、
これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第67号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11．議案第57号から同第59号

+

○議長（樋口英一君）

日程第11、議案第57号から同第59号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第57号から議案第59号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、
議案第57号は、高尾さよ子さん、議案第58号は、室山敏雄さん、議案第59号は、榊原康一さ
んの任期が、いずれも平成26年5月18日をもちまして満了となりますことから、再度選任する
ことについて、それぞれ議会の同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第57号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第58号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第59号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第12．議案第68号

○議長（樋口英一君）

日程第12、議案第68号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第68号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、現在、教育委員会委員の佐藤英尊さんの任期が、平成26年5月19日で満了となりますことから、再度任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第68号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第13. 議員派遣について

○議長（樋口英一君）

日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

上越3市議会議員合同研修会、糸魚川・大町2市議会議員連絡協議会、糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会に、会議規則第167条の規定により20人の議員全員を派遣いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、20人の議員全員を派遣することに決しました。
なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

日程第14. 閉会中の継続調査について

○議長（樋口英一君）

日程第14、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成26年第1回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月24日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に7点について、ご報告申し上げます。

最初に、名勝、親しらずの国指定について、ご報告申し上げます。

このことについて12月定例会で申し上げたところですが、3月18日、全国に13カ所ある松尾芭蕉の「おくのほそ道の風景地」の1つとして、親しらずが正式に名勝として国指定文化財に指定されました。

引き続き、保存とともに、多くの方から名勝としてごらんいただけるよう努めてまいります。

2点目に、地酒の乾杯推奨及び20・10・0運動啓発コースターについて、ご報告申し上げます。

地酒で乾杯宣言のまちの周知とあわせて、会食の席などで、地酒で乾杯後20分間、及び閉会前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、帰る時には食べ残しが0になることを推奨するコースターを作成し、本日、お手元に配付いたしました。

両面にそれぞれ印刷されており、最初は、乾杯酒の紙のふたとして、乾杯後は、コースターとし

て利用していただきたいものであります。

今後、議員の皆様からご提案をいただきましたコースターを飲食店等に配布し、協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

3点目に、北陸新幹線開業1年前カウントダウンイベントと、お江戸日本橋糸魚川食談会の結果について、ご報告申し上げます。

本定例会初日に申し上げたところでございますが、3月16日の北陸新幹線開業1年前カウントダウンイベントでは、「おみちようプロジェクト」の発表や、カウントダウンボードの披露のほか、北アルプス日本海広域観光連携会議の市町村や姉妹都市・塩尻市の物産販売、駅前銀座商店街の駅前市場が開催され、全体で約4,000人の来場者がありました。

今後も開業機運のさらなる醸成を図り、糸魚川駅の発信に努めてまいります。

同じく、3月16日、17日には、東京で開催された糸魚川食談会は、2日間で5,600人の来場者があり、商品が完売するなど大盛況となりました。

神田、麴町の飲食業組合の皆様のお力や、また、業者の皆様方と懇談をし、商談を通じながら、糸魚川の酒、食材の価値を宣伝することができましたので、今後は、地場製品の販路拡大に結びつけるよう、継続して展開してまいりたいと考えております。

4点目に、えちごトキめき鉄道株式会社の鉄道事業許可について、ご報告申し上げます。

えちごトキめき鉄道株式会社が、12月に国土交通大臣へ提出した鉄道事業許可申請について、2月28日付で許可状が交付されました。

3月17日には、えちごトキめき鉄道のマスコットキャラクターの名前と、日本海ひすいラインを走る普通列車のデザインが報道発表されたところであり、詳しい内容につきましては、本日、お手元に配付いたしました資料をごらんください。

今後も県や、えちごトキめき鉄道株式会社と、魅力ある鉄道の運営について取り組んでまいりたいと考えております。

5点目に、一般農道早川右岸2期地区の竣工について、ご報告申し上げます。

早川右岸2期地区におきましては、平成19年度に着工され、この3月末に完了する運びとなりました。

平成7年度に1期地区が着手されて以来20年近い歳月を経て、関係各位のご努力により、当初予定いたしておりました道路幅を確保して、全線開通することができました。地元協議会により、4月8日に竣工式が挙行される予定であります。

6点目に、糸魚川市総合防災訓練について、ご報告申し上げます。

平成26年度は、7月5日（土曜日）午後5時30分から実施する予定であります。

今回は、土砂災害、河川の氾濫などを想定して夜間における避難訓練、特別警報発令への対応のほか、各地区、学校、要援護施設における事前の対応検討などを重点として、実施する予定であります。当市では多様な災害が想定されますが、防災訓練などを通じ、継続した防災対策を進めてまいります。

最後に、条例及び予算の専決処分について、ご報告申し上げます。

国会の動向にもよりますが、地方税法の改正に伴い、市税条例、都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部改正について、3月31日に専決処分を行う予定であります。

また、平成25年度予算につきましても事業費が確定し、歳入歳出の整理補正を行いたいことから、3月31日に専決処分を行う予定といたしております。

以上、7点について、ご報告申し上げます。

なお、行政改革大綱の一部改定したもの、及び平成26年度から28年度までの実施計画を、本日、お手元へ配付させていただきましたので、ごらんをいただきますようお願い申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、平成26年6月市議会定例会の招集日を、6月9日（月曜日）とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（樋口英一君）

これをもちまして、平成26年第1回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦勞さまでございました。

〈午後1時41分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員